

令和3年改定版からの変更箇所を赤字・黄色ハッチングにて記載。

【令和8年1月14日時点版】

平成26年9月5日  
改定 平成30年3月26日  
改定 令和3年7月20日  
改定 令和8年〇月〇日

せんだい  
川内地域の緊急時対応  
(全体版) (案)

せんだい  
川内地域原子力防災協議会

1. はじめに	P. 2
2. <sup>せん だい</sup> 川内地域の概要	P. 4
3. 緊急事態における対応体制	P. 9
4. <b>PAZ</b> の施設敷地緊急事態における対応	P. <b>26</b>
5. <b>PAZ</b> の全面緊急事態における対応	P. <b>42</b>
6. <b>UPZ</b> における対応	P. <b>53</b>
7. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P. <b>96</b>
8. 緊急時モニタリング <sup>※</sup> の実施体制	P. <b>108</b>
9. 原子力災害時の医療等の実施体制	P. <b>116</b>
10. 国の実動組織の支援体制	P. <b>127</b>

# 1. はじめに

この「<sup>せんだい</sup>川内地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した<sup>せんだい</sup>川内地域原子力防災協議会において、九州電力株式会社<sup>せんだい</sup>川内原子力発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む鹿児島県及び関係市町の地域防災計画・避難計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

# 川内地域原子力防災協議会の構成員

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、川内地域においても「川内地域原子力防災協議会」が設置された。

川内地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

## 構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官  
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官  
内閣府大臣官房審議官(防災担当)  
警察庁長官官房審議官  
総務省大臣官房**自然災害等対策室自然災害等対策総括官**  
消防庁国民保護・防災部長  
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)  
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官  
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官  
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官  
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)  
環境省大臣官房審議官  
防衛省大臣官房審議官  
鹿児島県副知事

## オブザーバー

薩摩川内市  
いちき串木野市  
阿久根市  
鹿児島市  
出水市  
日置市  
始良市  
さつま町  
長島町  
九州電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置

## 2. せんだい川内地域の概要

# 川内原子力発電所の概要

- 川内原子力発電所は、九州電力(株)が鹿児島県薩摩川内市に設置している原子力発電所である。
- 川内原子力発電所は、昭和59年7月から1号機による営業運転を開始。昭和60年11月に2号機の運転を開始している。

## 九州電力(株)川内原子力発電所について

### (1) 所在地

鹿児島県薩摩川内市久見崎町

### (2) 概要

1号機：89.0万kW・PWR

2号機：89.0万kW・PWR

### (3) 着工／運転開始／経過年数（令和8年3月時点）

1号機：昭和54年 1月／昭和59年 7月／41年

2号機：昭和56年 5月／昭和60年 11月／40年



出典：国土地理院地図(白地図)をもとに内閣府(原子力防災担当)作成



# 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

- PAZ内人口は**3,617**人、UPZ内人口は**187,312**人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で**190,929**人。

関係市町名	PAZ内		UPZ内		合計	
	(概ね半径5km)		(概ね半径5～30km)			
さつ せんだい し 薩 摩 川 内 市	<b>3,617</b> 人	<b>2,138</b> 世帯	<b>83,134</b> 人	<b>42,182</b> 世帯	<b>86,751</b> 人	<b>44,320</b> 世帯
くしきのし いちき串木野市			<b>25,551</b> 人	<b>13,114</b> 世帯	<b>25,551</b> 人	<b>13,114</b> 世帯
あ く ね し 阿 久 根 市			<b>18,006</b> 人	<b>9,617</b> 世帯	<b>18,006</b> 人	<b>9,617</b> 世帯
か ご し ま し 鹿 児 島 市			<b>685</b> 人	<b>420</b> 世帯	<b>685</b> 人	<b>420</b> 世帯
い ず み し 出 水 市			<b>20,545</b> 人	<b>10,039</b> 世帯	<b>20,545</b> 人	<b>10,039</b> 世帯
ひ お き し 日 置 市			<b>24,924</b> 人	<b>11,953</b> 世帯	<b>24,924</b> 人	<b>11,953</b> 世帯
あ い ら し 始 良 市			<b>2</b> 人	<b>2</b> 世帯	<b>2</b> 人	<b>2</b> 世帯
さ つ ま ちょう さ つ ま 町			<b>13,717</b> 人	<b>7,193</b> 世帯	<b>13,717</b> 人	<b>7,193</b> 世帯
ながしまちょう 長 島 町			<b>748</b> 人	<b>384</b> 世帯	<b>748</b> 人	<b>384</b> 世帯
合 計	<b>3,617</b> 人	<b>2,138</b> 世帯	<b>187,312</b> 人	<b>94,904</b> 世帯	<b>190,929</b> 人	<b>97,042</b> 世帯

# 昼間流出<sup>出</sup>入人口（就労者等）の状況

- 令和2年国勢調査によれば、薩摩川内市<sup>さつませんだいし</sup>全体での他市町村からの昼間流入人口は、約8,000名／日。
- 令和3年経済センサスによると、252事業所、約3,900人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車を通勤手段としている。

	他地域からの 流入人口(人)	他地域への 流出人口(人)	差引増△減(人)
さつませんだいし 薩摩川内市	7,915	6,490	1,425

※ 令和2年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

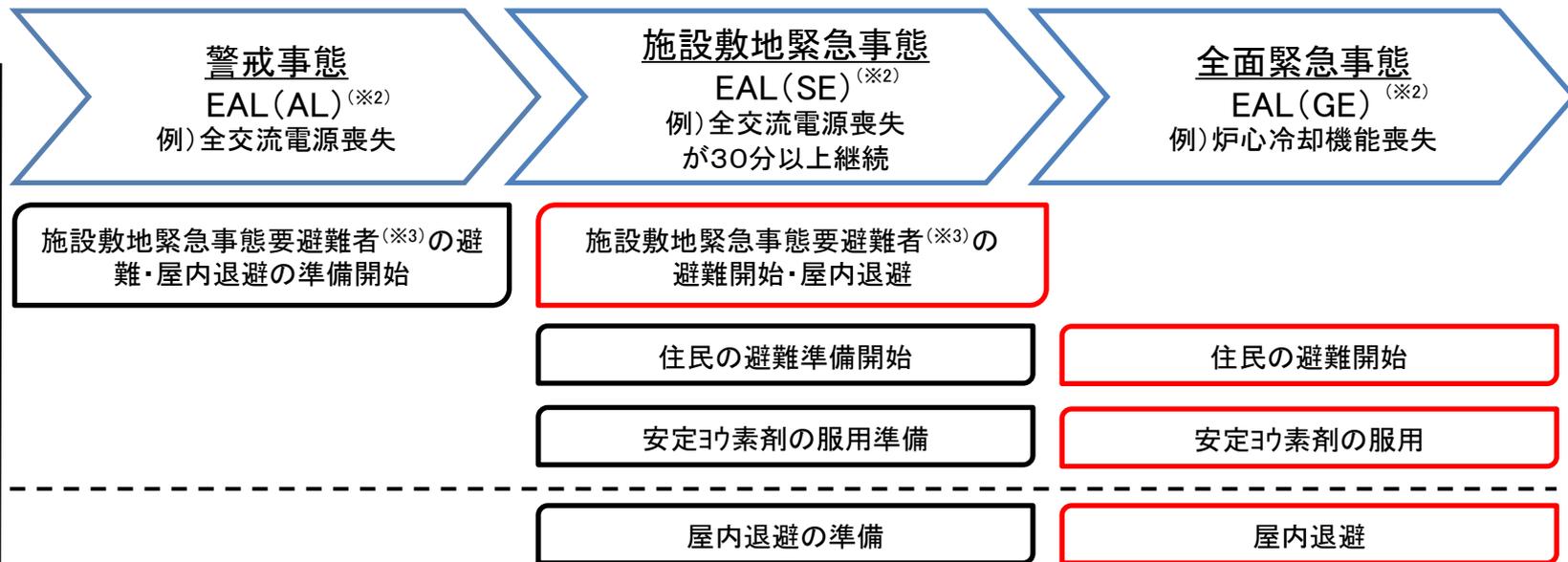
PAZ対象地区	事業所数	従業者数(人)
そうろう 滄 浪	36	1,218
よりた 寄 田	4	32
みずひき 水 引	166	2,141
みねやま 峰 山	46	541
合 計	252	3,932

※ 令和3年経済センサス-活動調査 町丁・大字別集計(総務省・経済産業省)から各地区の町内の事業所、従業者数を計上。

# 3. 緊急事態における対応体制

# 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル：EAL<sup>(※1)</sup>)

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



**PAZ**  
～概ね5km

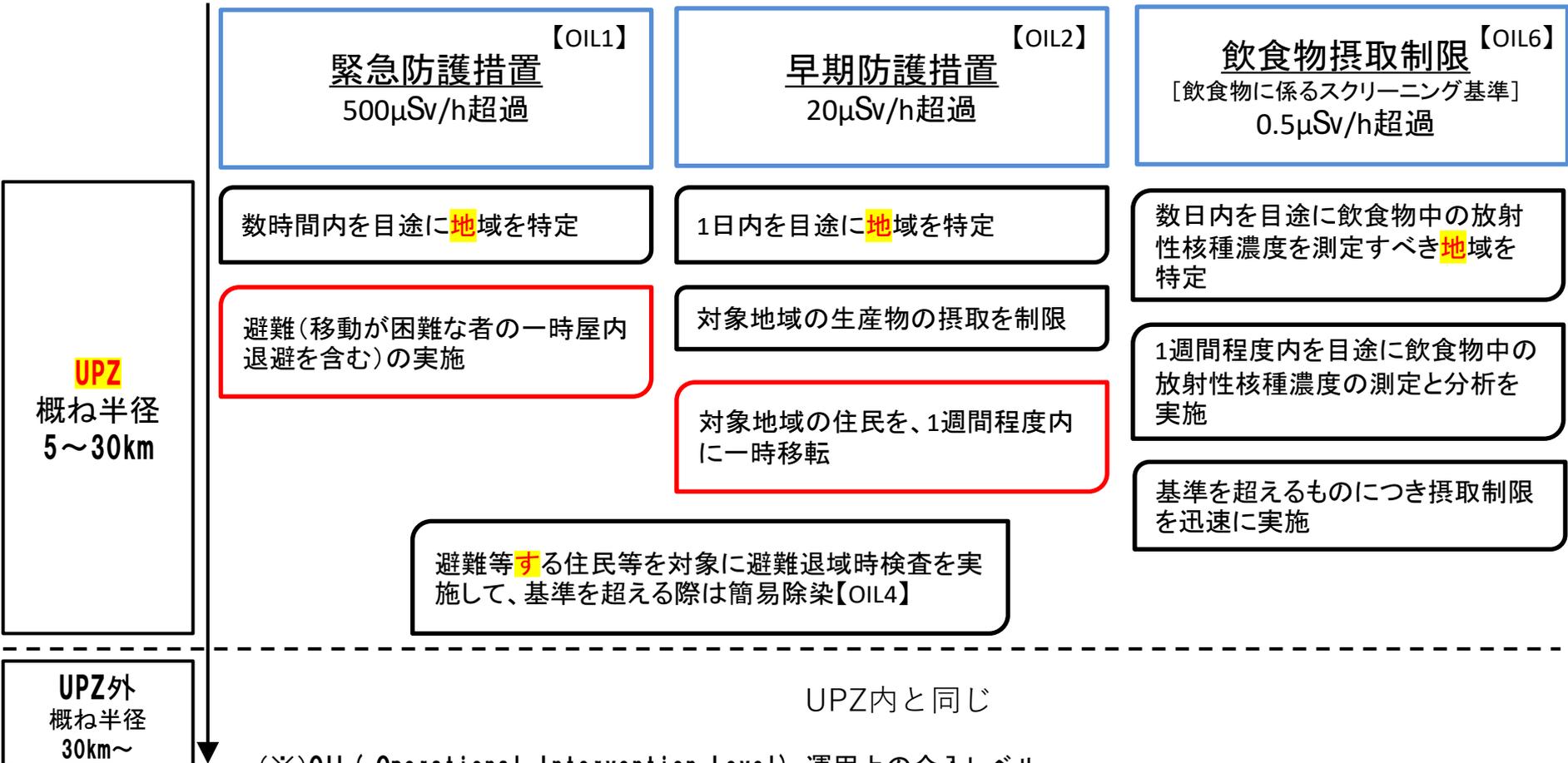
**UPZ**  
概ね5km～  
30km  
(※4)

UPZ外  
概ね30km～  
(※5)

- (※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル  
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準
- (※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、**PAZ内**の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。  
イ 要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。)(口又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者  
ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者  
ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じて**UPZ**においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) **UPZ**と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

# 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。

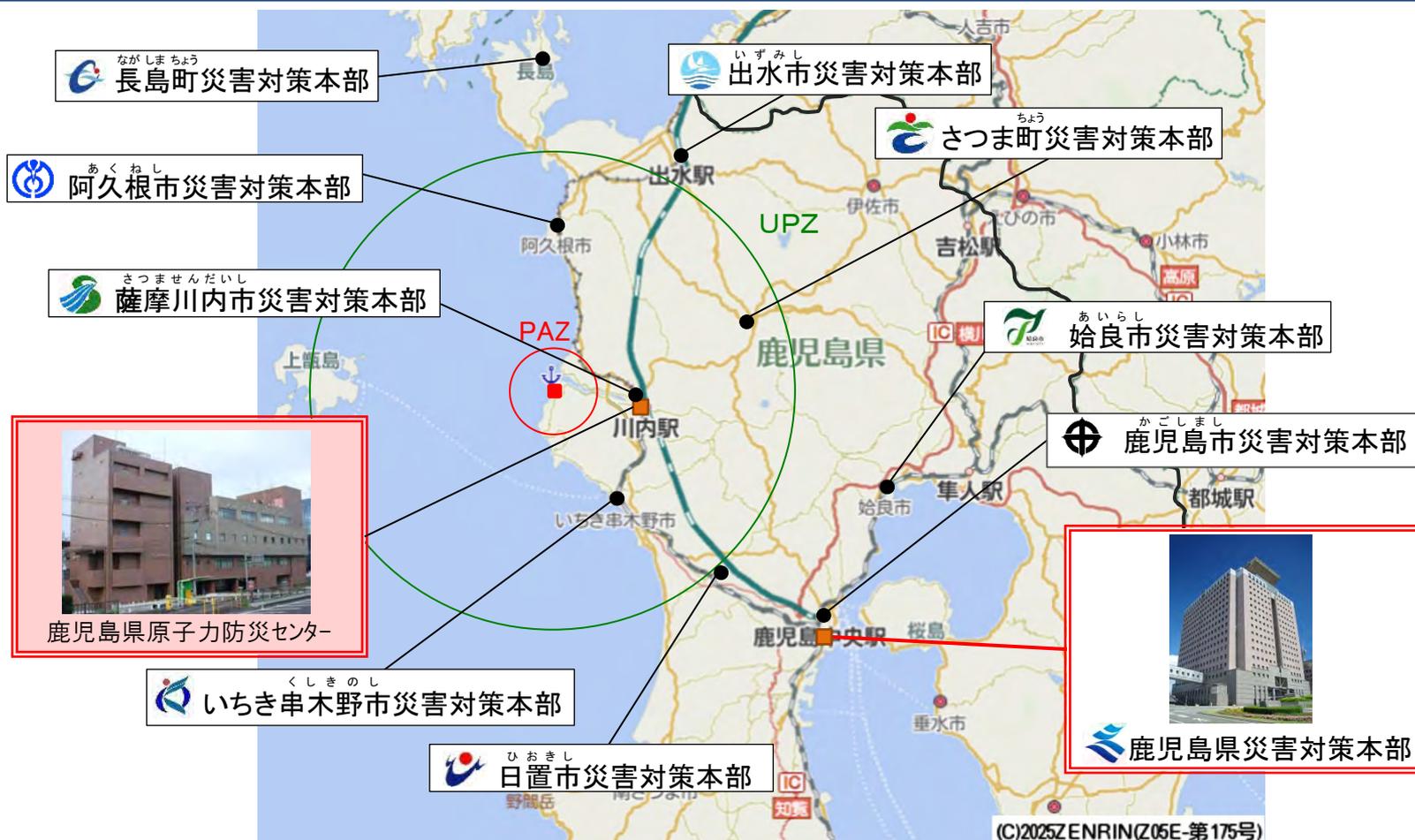


避難等する住民等を対象に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染【OIL4】

(※)OIL ( Operational Intervention Level ): 運用上の介入レベル  
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

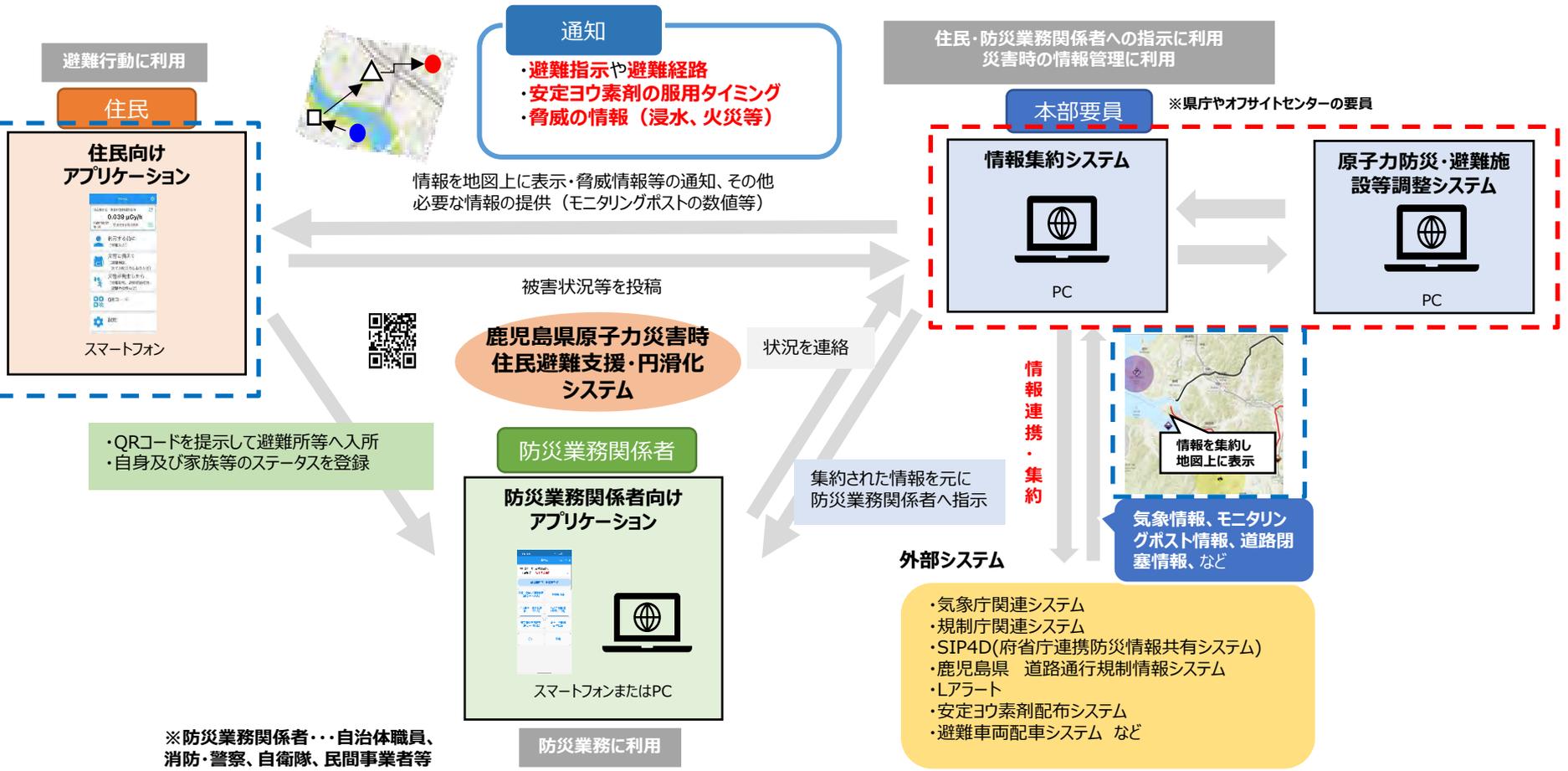
# 鹿児島県及び関係市町の対応体制

- ▶ 鹿児島県及び関係市町は、警戒事態で災害対策本部を設置し、鹿児島県は現地災害対策本部を鹿児島県原子力防災センターに設置。
- ▶ 災害対策本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- ▶ 警戒事態に至らないような事故や薩摩川内市で震度5弱以上の地震の発生を認知した場合等には、鹿児島県及び関係市町は災害警戒本部の設置等、異常事象に対処する体制をとる。



# 住民避難支援・円滑化のためのシステム① (新規)

➤ 鹿児島県では、原子力災害時における住民避難等をより円滑にするため、原子力災害発生時に、防災業務関係者が必要とする様々な情報を自動で集約し、管理・共有することでより迅速な避難支援活動を行うことができるシステムとして、「鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システム」を整備。



# 住民避難支援・円滑化のためのシステム② (新規)

- 鹿児島県では、スマートフォン対応の鹿児島県原子力防災アプリを活用して「鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システム」が集約した原子力災害における避難情報などを住民が閲覧できるようにした。
- QRコードを活用して、避難所などでの手続を円滑に実施することができるようにした。



鹿児島県災害対策本部等



鹿児島県原子力防災アプリ画面



必要な情報の伝達・収集



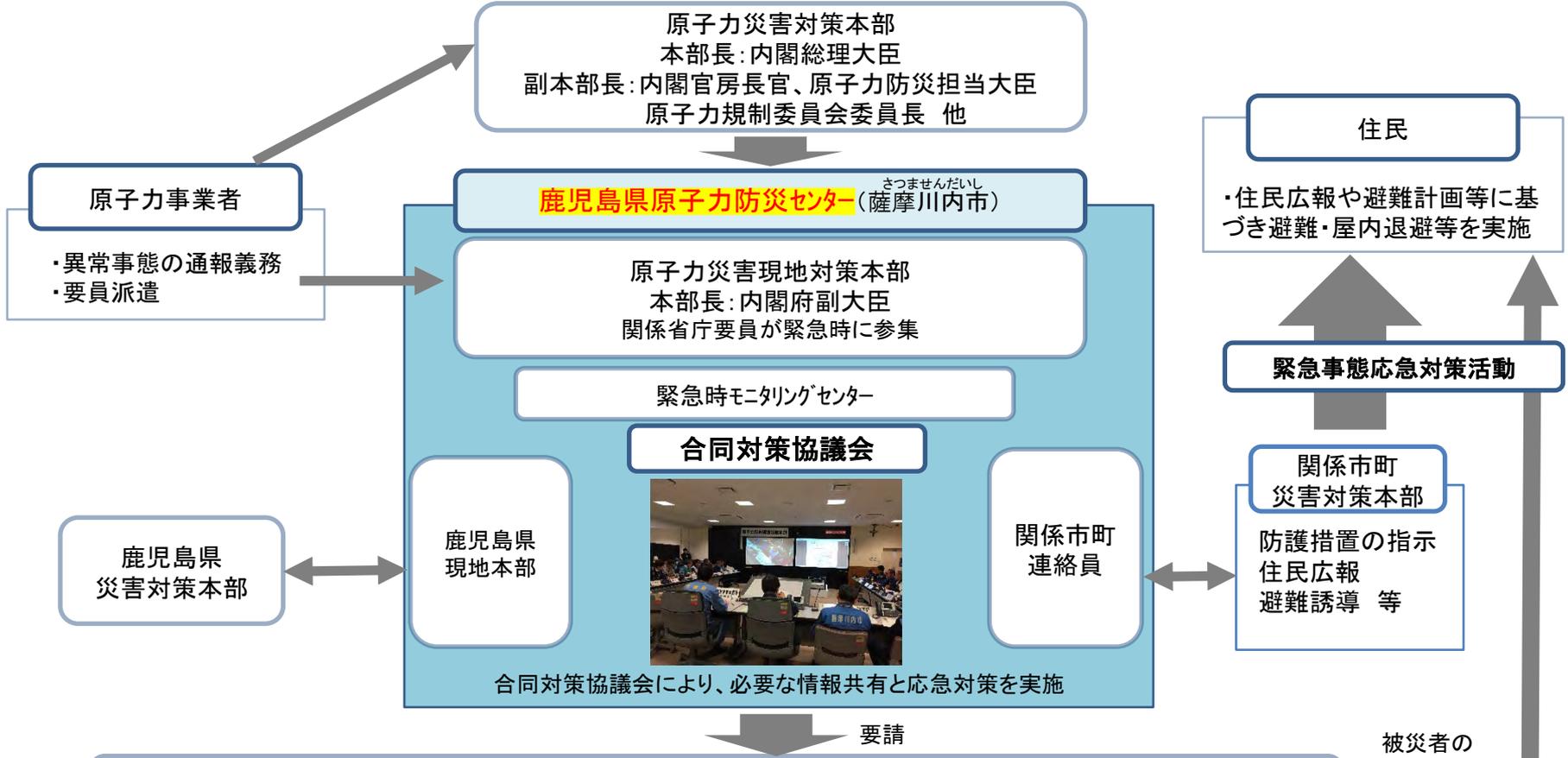
原子力防災アプリによる受付(イメージ)

仮QRコードを用いた受付  
(安定ヨウ素剤配布)



# 国の対応体制

- 薩摩川内市において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、**鹿児島県原子力防災センター**（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を鹿児島県原子力防災センター等へ派遣するとともに**緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置**。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



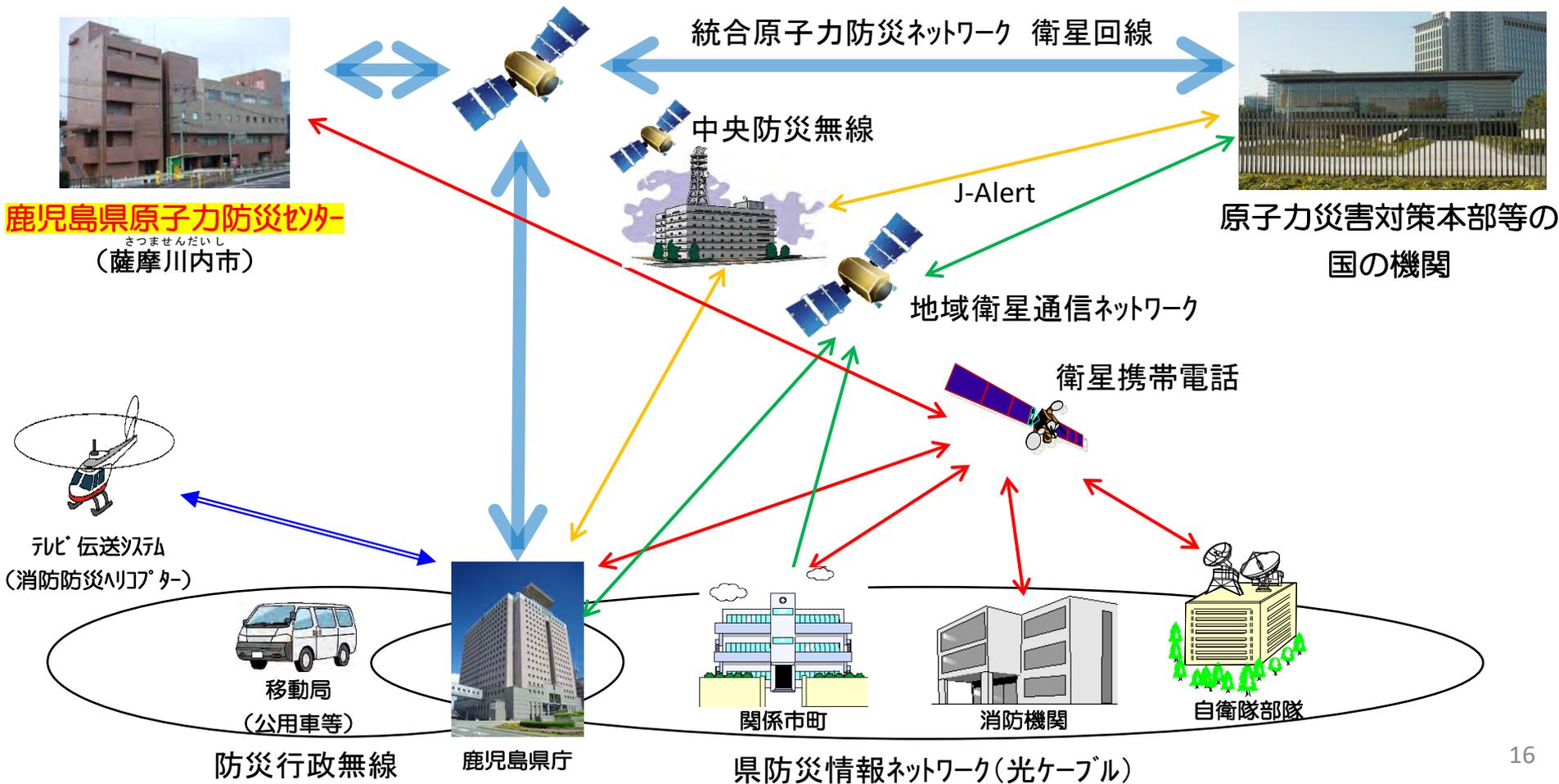
- 実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）
- 指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等）

被災者の  
救援等の支援

# 連絡体制の確保

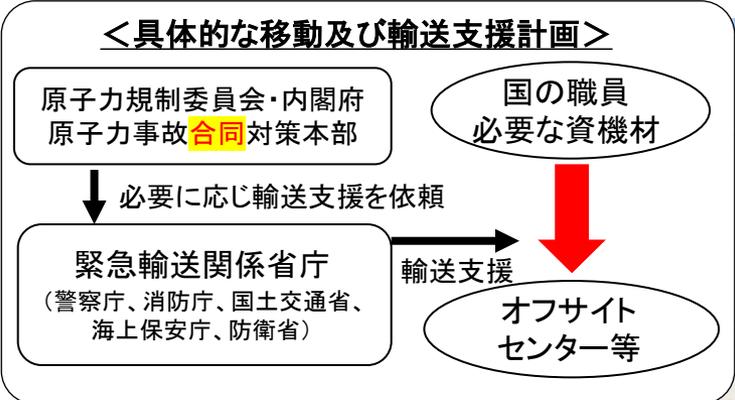
- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。

## ＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



# 国の職員・資機材等の緊急搬送

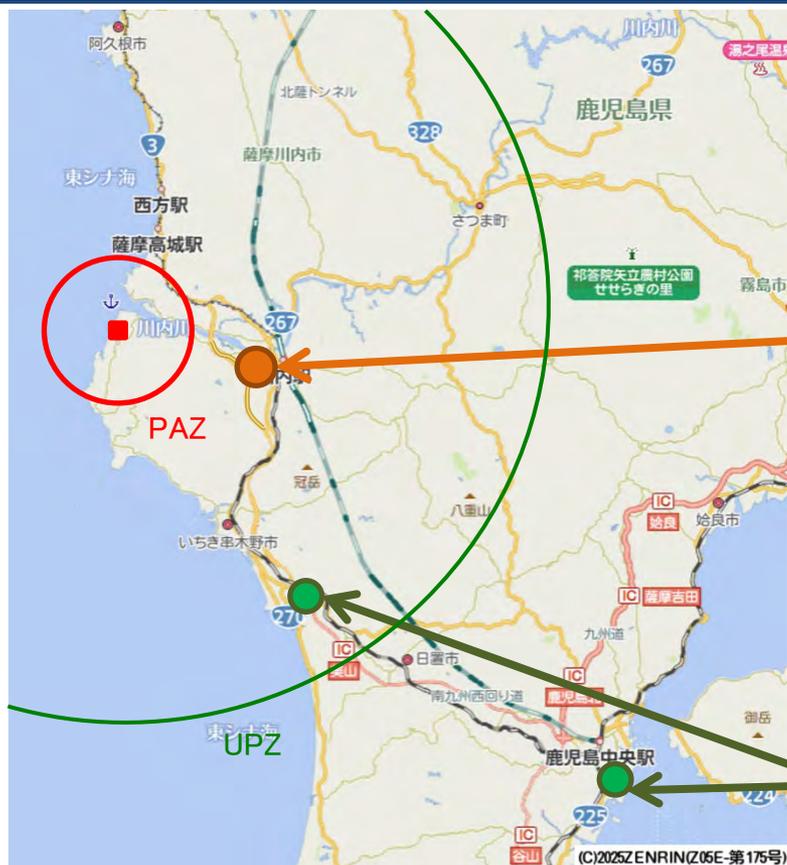
- 施設敷地緊急事態発生 の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を **鹿児島県原子力防災センター** 及び鹿児島県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。



**鹿児島県原子力防災センター**への派遣（警察、自衛隊による輸送支援の一例）  
 環境省・内閣府～入間基地～鹿児島空港～川内駐屯地～**鹿児島県原子力防災センター**

# 鹿児島県原子力防災センターの放射線防護対策・電源対策等

- ▶ **鹿児島県原子力防災センター**は、耐震構造、鉄筋コンクリート造で、**本館は5階建て、別館は6階建て**の構造。  
【電源対策】・無停電電源装置、非常用発電機(**7日間分の電源を確保**)を設置。  
・非常用発電機の燃料不足時には、九州電力(株)が継続して燃料補給を実施。
- ▶ **令和5年12月に別館を増築し、拠点機能を強化**。  
【放射線防護対策】**整備済みの放射性物質除去フィルター、換気設備、除染設備に加え、除染室を拡大**。  
【原子力災害対応の円滑化】**プレスルームや参集要員の仮眠室及び食事・休憩スペース等を整備**。  
【雷害対策】**避雷針の設置等の既存の対策に加え、令和8年度中に誘導雷等の対策を実施予定**。



鹿児島県原子力防災センター  
〔放射線防護対策、無停電電源装置、非常用発電機  
を設置〕  
(発電所からの距離約11km)

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、  
代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

- 鹿児島県消防学校(日置市): 発電所から約24km  
(放射線防護対策及び非常用発電機を設置)
- 鹿児島県庁庁舎(鹿児島市): 発電所から約46km  
(非常用発電機を設置)

# 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、**原子力防災アプリ**、テレビ・ラジオ、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。

## ＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞

原子力災害対策本部  
(首相官邸)

テレビ会議等を活用し  
迅速に情報伝達

鹿児島県・関係市町

情報伝達

住民



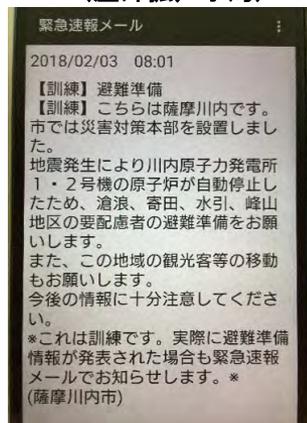
防災行政無線  
(屋外拡声子局)



防災行政無線  
(薩摩川内市からの発信)



防災行政無線  
(戸別受信機)



緊急速報メールサービス(イメージ)



広報車



鹿児島県原子力防災アプリ

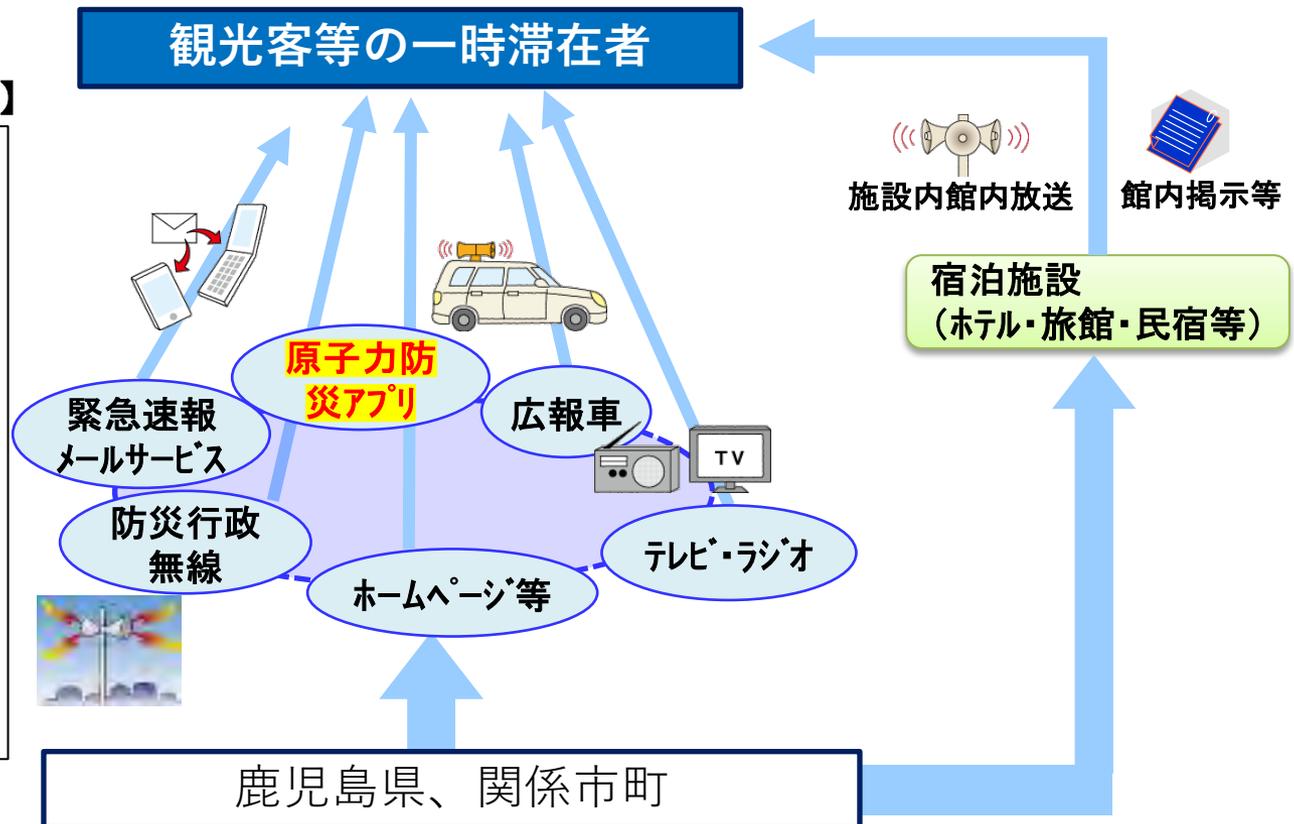
# 観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 鹿児島県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを行う。
- 帰宅等の呼びかけは、鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、**原子力防災アプリ**、テレビ・ラジオ、ホームページ等により観光客等一時滞在者に伝達(19頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、**屋内退避**、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

## 【緊急速報メールサービス(イメージ)】

### 受信メール

20〇〇/〇〇/〇〇 〇〇:〇〇  
緊急情報  
(〇〇市・町)からのお知らせです。  
先ほどの地震による影響について、  
川内原子力発電所の安全確認を  
行っています。現在、放射性物質の  
放出は確認されていませんが、今後、  
避難等を行っていただく可能性が  
あります。観光客等一時滞在者の皆様  
は、速やかに自宅や宿泊先に戻る  
などしてください。住民の皆様も、現  
在のところ避難や屋内退避を行う必  
要はありません。県や市町の情報に  
注意し、落ち着いて行動してください。



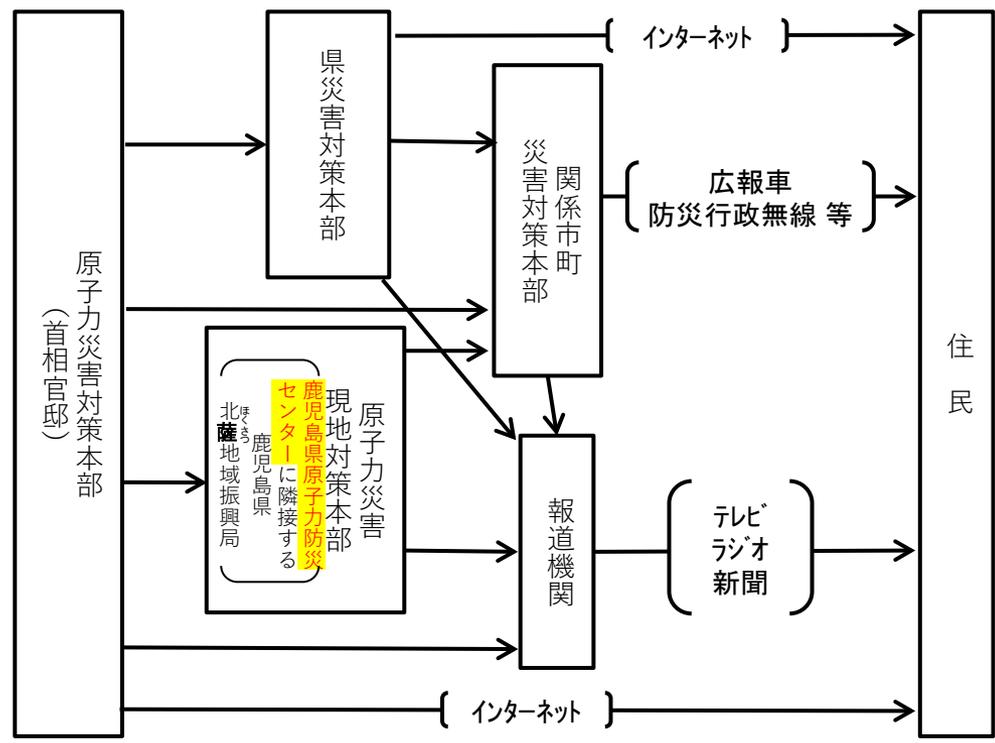
# 国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、**鹿児島県原子力防災センター**に隣接する鹿児島県北薩地域振興局において実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、各国政府等にも情報提供。

## 【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

## 【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

# 国、鹿児島県及び関係市町による住民相談窓口の設置

## 国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- **鹿児島県原子力防災センター**では、鹿児島県及び関係市町の問合せ対応を支援。

## 鹿児島県及び関係市町における対応

- 鹿児島県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

## 原子力事業者（九州電力（株））における対応

- 原子力事業者（九州電力（株））は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

## 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要    | ⑤住民等がとるべき行動     |
| ②事故の状況と今後の予測    | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況      |                 |



1. 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
2. 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
3. さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

# 複合災害時における対応体制 (新規)

- 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織（警察組織・消防組織・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓開作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する（P134参照）。

## 原子力災害対策本部

(対象: 原子力災害)

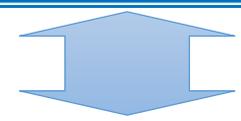
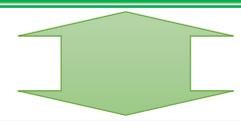
## 緊急(非常、特定)災害対策本部

(対象: 自然災害)

本部  
会議

• 両本部による合同会議の開催

意思決定の一元化



事務局  
(現地組織含む)

**原子力規制庁ERC等**

- 原発事故の鎮圧
- 放射線モニタリング
- 原発周辺住民への避難等に関する調整

情報収集の一元化



• 相互にリエゾンの派遣  
• 情報共有ネットワークの相互導入

**内閣府庁舎等**

- 地震等による被災状況の把握
- 被災者の救助
- 避難住民への支援

指示・調整の一元化

現場活動

• 両本部から実動組織等への指示・調整の一元化  
• 救助・救難活動や被災者支援の一元化

実動組織等

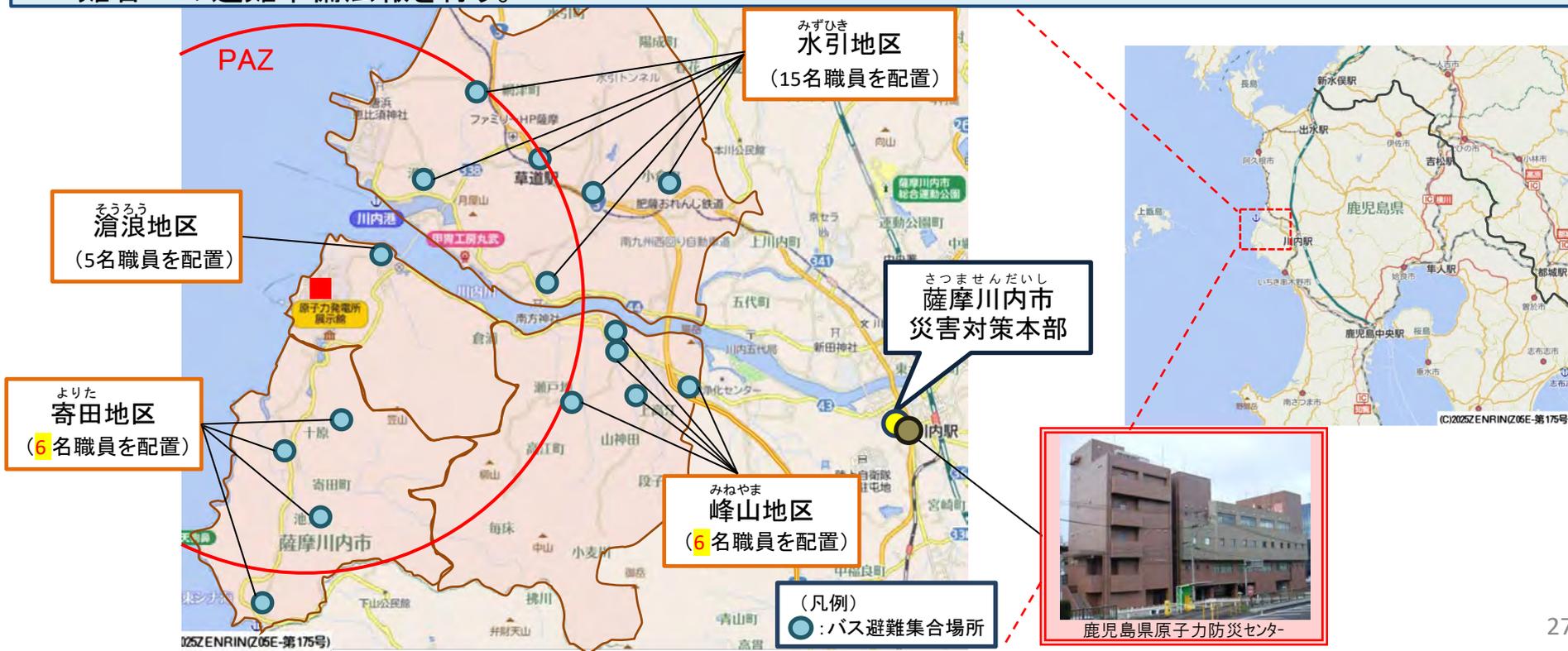
## 4. PAZの施設敷地緊急事態 における対応

### <対応のポイント>

1. 施設敷地緊急事態要避難者（医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者）について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校、保育所等の児童等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、**施設敷地緊急事態になった時点で**保護者への引渡しができなかった児童は、**自治体や九州電力(株)が確保する移動手段で**、避難を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、バス避難集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

# かごしまけん さつませんだいし 鹿児島県及び薩摩川内市における初動対応

- 鹿児島県は、警戒事態が発生した段階で鹿児島県庁に県災害対策本部、**鹿児島県原子力防災センター**に県現地災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 薩摩川内市は、警戒事態が発生した段階で市役所に災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 鹿児島県及び薩摩川内市は、**鹿児島県原子力防災センター**に要員が参集し、オフサイトセンターの立ち上げを支援。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、鹿児島県及び薩摩川内市は、自家用車で避難が出来ない住民の避難用車両等の手配を開始するとともに、薩摩川内市PAZ内の住民が避難のために集合するバス避難集合場所を**16**ヶ所開設し、滄浪地区に5名、寄田地区に**6**名、水引地区に15名、峰山地区に**6**名の合計32名の職員を配置。
- 警戒事態になった場合、**薩摩川内市、消防局、消防団等関係機関**によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



# 薩摩川内市における住民への情報伝達

- ▶ **避難の対象**となる4地区内のコミュニティセンター等を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- ▶ コミュニティセンター等へ派遣された<sup>さつませんだいし</sup>薩摩川内市の職員は、IP無線及び緊急情報システム等により<sup>さつませんだいし</sup>薩摩川内市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線、広報車等を活用し、住民に情報を伝達。
- ▶ <sup>さつませんだいし</sup>薩摩川内市、消防局、消防団等関係機関は、住民の避難の状況等を確認し、バス避難集合場所に派遣された市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- ▶ 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所等、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は<sup>さつませんだいし</sup>薩摩川内市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- 医療機関・社会福祉施設、学校・保育所等、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部から実施



防災行政無線戸別受信機 (戸別に受信可能)



広報車

- 各コミュニティセンター等に派遣された<sup>さつませんだいし</sup>薩摩川内市職員は、IP無線等を活用して、市災害対策本部と情報を共有



IP無線



緊急情報システム